

京都市建築審査会条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第42号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の施行により建築基準法の一部が改正され、京都市建築審査会の委員の任期を条例で定めなければならないこととなることに伴い、当該任期を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市建築審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第42号

京都市建築審査会条例の一部を改正する条例

京都市建築審査会条例の一部を次のように改正する。

第4条を第6条とする。

第3条第1項を次のように改める。

審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、市長が招集する。

第3条第3項中「出席委員」を「出席した委員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「の会議」を削り、「総数の2分の1以上が出席しないときは、これ」を「過半数が出席しなければ、会議」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会長は、会議の議長となる。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(秘密を守る義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)